

# 高等学校の新学習指導要領における インターネット通信販売の学習の在り方

玉川大学 教育学部 教授 樋口 雅夫

2022年4月から、高等学校において年次進行で新学習指導要領が実施されています。学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために国が学校教育法に基づき定めているもので、小中高の各学校が編成する教育課程の基準となるものです。社会や子供たちを取り巻く環境の変化などに伴い、これまでおおむね10年に一度改訂されてきています。

とりわけ今次改訂は、民法改正に伴って2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことと、高等学校の新学習指導要領の実施開始時期が合致したこともあり、大きな注目を浴びました。グローバル化、情報化など急激な社会の変化に対応するとともに、持続可能な、よりよい社会の形成に参画することのできる「18歳の大人」を育てるために高等学校の公民科、家庭科等の学習が一層重要になってきているのです。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編」では、科目「政治・経済」において「グローバル化する国際社会において、モノのインターネット化(IoT)、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボットなど新規技術によるイノベーションが競争的に進み、第4次産業革命とも呼ばれ経済社会を大きく変容させている。また、イノベーションにより新たな財やサービスが生まれ出され経済が活性化している一方で、グローバル化する国際社会では、他国から新たな財やサービスが入り、それまで想定していなかった問題が自国の国民生活に発生している」との記載があります。高校生のインターネット通信販売の利用が一般化してきている中で、利便性が拡大する反面、消費者被害に遭いやすくなる状況に対して、18歳になる前、すなわち高校1年生・2年生のうちにインターネット通信販売の学習を十分に行っておくことが、これまで以上に必要になってきていると言えるでしょう。

そこで、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 家庭編」では、科目「家庭基礎」において「グローバル化、情報化などの社会変化や、それに伴う販売や流通の多様化、消費者と事業者の情報量の格差など、消費者問題発生の社会的背景について理解できるようにする。その際、消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする」ことが求められました。さらに、「指導に当たっては、(中略)インターネットを介した通信販売、マルチ商法・デート商法などの具体的な事例を取り上げ、多様な販売方法・商法について理解できるようにするとともに、消費者信用による多重債務問題などの代表的な消費者問題を取り上げ、その背景や問題点について扱う。(中略)その際、ICTを活用したり、広告や表示(マーク)、パンフレットなどで関連する情報を集めたりする活動や、それらを多面的・多角的に比較検討した意見交換などを通して、事業者側からの情報を過信することなく批判的思考に裏付けられた意思決定ができるようにする」ことが目指されています。このようなインターネット通信販売の学習の在り方は、科目「家庭総合」においても同様に求められています。

学校では、学習指導要領に基づき作成された各教科の教科書を用いて授業が行われますが、インターネット通信販売の具体的な事例を取り上げるためには、消費者行政や消費者教育の専門家が作成した副教材・副読本などを活用することが効果的です。副教材・副読本はその全てのページを活用しなければならない、というのではなく、学校や生徒等の実態に応じて必要な箇所のみを授業の導入場面で、または展開場面で活用し、さらには生徒の自学自習の場面で活用させるような使い方が考えられます。その結果、学習評価の観点の一つである「主体的に学習に取り組む態度」の育成につながり、消費者市民としての自覚を深める効果も期待できるのです。